

高砂ブランド協会設置要綱

(名称)

第一条 本会は、「高砂ブランド協会」と称する。

(目的)

第二条 本会は、高砂市域にある地域ブランドの啓発と新たなブランド品の開発を行うことにより、関連商業を初めとする高砂市域の活性化を図るとともに、既存物産品の加工技術を承継することにより技術の向上と継続を目指す。

(事業)

第三条 本会の目的達成のため、次の事業を行う。

1) 高砂ブランドの開発事業

高砂ブランド開発に関する事業の実施。

(1) 高砂ブランドに関する調査等の情報収集作業の実施。

(2) 各種団体との連携強化によるブランド商品開発作業の実施

2) 広報啓発活動事業

高砂ブランドを広めるためのホームページの開設やイベントへの参加など、広報活動の実施。

3) 既存物産品の技術教室の開催

高砂市内にある既存のブランド商品に関する加工技術等を教える教室等の開催。

4) アンテナショップ運営事業

市内にアンテナショップを開設するとともにその運営の実施。

5) その他ブランド商品開発促進に関する事業

(構成)

第四条 本会は、協会の目的及び事業に賛同するものをもって構成する。

会員は、正会員及び賛助会員並びに協力会員とする。

(組織)

第五条

1. 本会に、理事及び会計監事を置く。

2. 会長及び副会長は、理事の互選により選出する。

3. 会長は本会を代表し、理事とともに理事会において事業推進のために必要な事項を決定する。

4. 理事は本協議会の事業を効果的かつ円滑に推進するために必要な事項を、理事会において協議する。
5. 会計監事は本会の会計が適切に処理されているかを監査する。
6. 本会に顧問を置くことが出来る。顧問は会長が委嘱する。

(事務局)

第六条 本会の事務を処理するため、高砂青年会議所内に事務局を置く。

(会計)

第七条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、3月31日に終わる。

(その他)

第八条 この要綱に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、理事会において協議して定める。

附 則

第七条の規定にかかわらず、初年度平成21年度については事業開始日より3月31日までとする。

本設置要綱は平成21年8月24日から施行する。